

早田西公園ほか 3 公園(木ノ下公園、
野一色公園、加納公園)

指定管理者募集要項

令和3年7月

岐阜市都市建設部公園整備課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	応募資格	1
4	指定期間	2
5	公園の概要	2
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
7	指定管理に関する経費	7
8	指定管理者の審査・選定の方法	8
9	協定書の締結	10
10	指定までのスケジュール	10
11	応募手続き等	10
12	問い合わせ先及び書類の提出先	11
	参考資料①	12
	参考資料②	13
	[別紙] 提出書類一覧及び様式	

1 募集の趣旨

市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする早田西公園、木ノ下公園、野一色公園及び加納公園（合わせて以下、「公園」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市都市公園条例（以下、「条例」という。）第25条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

2 基本的な運営方針

公園はスポーツ施設が付随しており、多くの方が訪れレクリエーション、スポーツ等を楽しむ場として広く活用されています。

また、加納公園については、国指定文化財である史跡加納城跡を利用した、市民の文化的向上を図る市民の憩いの場として供されています。

本施設は、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動等様々な活動の拠点として、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効果的・効率的な管理運営を図り、市民サービスの向上を基本的な運営方針とします。

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (8) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (9) 市税等の滞納がない団体であること。

※ コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

- ① 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムも可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ② コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人を定めていただきます。
- ③ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表者になることはできません。
- ④ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤ コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第4号から第6号までの書類の提出が必要です。

- ⑥ 単独で応募した法人・団体が、コンソーシアムの応募の構成員となることは出来ません。
- ⑦ コンソーシアムで応募する場合、構成員の変更は原則として認められません。ただし、市が業務遂行上支障がないと判断した場合に限り認めることがあります。
- ⑧ コンソーシアム構成するすべての法人・団体は、上記応募資格を満たしていることが必要です。

4 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間とします。

5 公園の概要

(1) 施設の概要

項目	内容	備考
公園名	① 早田西公園 ② 木ノ下公園 ③ 野一色公園 ④ 加納公園	
種別	① 近隣公園（岐阜都市計画決定公園3-3-5号） ② 近隣公園（岐阜都市計画決定公園3-3-12号） ③ 地区公園（岐阜都市計画決定公園4-4-2号） ④ 地区公園（岐阜都市計画決定公園4-4-3号）	
所在地	① 岐阜市学園町1丁目93-1 ② 岐阜市木ノ下7丁目 ③ 岐阜市野一色4丁目530-1 ④ 岐阜市加納丸之内4	
開設年月日	① 昭和40年8月5日 ② 昭和40年12月1日 ③ 昭和33年4月1日 ④ 昭和32年2月1日	
開設面積	① 10,306㎡ ② 11,745㎡ ③ 35,942㎡ ④ 30,201㎡	
主な施設	① 庭球場4面（全天候型）、照明施設 ② 庭球場7面（全天候型3面、クレーコート4面） ③ 庭球場4面（全天候型） ④ 庭球場2面（全天候型） 無料庭球場1面（クレーコート） グラウンド（土）	
管理対象外施設	① 自動販売機（1基） ② 自動販売機（1基） ③ 自動販売機（2基）	都市公園法第5条第1項の規定により市長が許可した公園施設

(2) 運営状況（実績等）

①事業・業務内容

- ・公園施設の利用に関する業務
- ・許可に関する業務
- ・使用料に関する業務
- ・利用促進に関する業務
- ・公園施設の維持管理に関する業務
- ・備品管理業務

- ・連絡調整業務
 - ・緊急時・災害時等の対応
- ②年度別利用者数（庭球場）
- | | 早田西公園 | 木ノ下公園 | 野一色公園 | 加納公園 |
|---------|--------|--------|--------|---------------|
| ・平成28年度 | 約2.6万人 | 約2.5万人 | 約1.8万人 | |
| ・平成29年度 | 約2.4万人 | 約1.2万人 | 約1.9万人 | 約1.1万人 |
| ・平成30年度 | 約2.3万人 | 約1.3万人 | 約2.0万人 | 約1.1万人 |
| ・令和元年度 | 約1.8万人 | 約1.2万人 | 約1.9万人 | 約1.1万人 |
| ・令和2年度 | 約1.5万人 | 約0.9万人 | 約1.5万人 | 約1.1万人（5月～3月） |
- ③指定管理料
- | | |
|-------------------|----------|
| ・平成29年度（消費税率8%） | 37,584千円 |
| ・平成30年度（消費税率8%） | 37,584千円 |
| ・令和元年度（消費税率8、10%） | 37,932千円 |
| ・令和2年度（消費税率10%） | 38,045千円 |
| ・令和3年度（消費税率10%） | 38,280千円 |
- （消費税及び地方消費税を含む）

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（詳細は別添の「仕様書」を参照）

（1）管理運営形態

本施設は、市が支払う委託料により管理運営していただきます。

施設の「使用料」は、岐阜市都市公園条例に金額が定められており、市に納入していただきます。

（2）管理基準

①供用日及び供用時間

【有料公園施設】

施設名	供用日	供用時間
庭球場 （木ノ下公園、 野一色公園、 加納公園）	火曜日（火曜日が国民の 祝日に関する法律に規 定する休日に当たると きはその翌日）及び12 月29日から1月3日 を除く毎日	4月～8月 6:30～18:30
庭球場 （早田西公園）、 照明施設		9月、翌3月 6:30～17:30
		10月～11月 6:30～16:30
グラウンド（土） （加納公園）		12月～2月 8:30～16:30
		4月～11月、翌3月 6:30～20:30
		12月～2月 8:30～16:30 （運用時間7:30～16:30）
		4月～8月 7:00～17:00 （運用時間7:00～18:00）
		9月～10月 7:00～17:00
		11月～翌3月 9:00～17:00

【その他の施設】

下表に掲げる施設については、原則として、供用日及び供用時間を設けるものとします。
なお、管理計画等の理由により変更する場合には、市と協議を行うこととします。

施設名	供用日	供用時間
徒渉池	毎年、7月20日～8月31日までの期間に おいて、地域の意向を踏まえ、市と協議 の上、供用日を定めることとします。	13:00～16:00

管理事務所、駐車場、バリアフリートイレ	駐車場及びバリアフリートイレについて、市と協議の上、指定管理者が供用日及び供用時間を定めることとします。
---------------------	--

②個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例・同施行規則に基づき取扱に十分注意し職員に周知徹底を図ってください。

それ以外のものについては岐阜市情報公開条例・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください。なお、個人情報の漏えい等の行為には、岐阜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。（特記仕様書参照）

③目的外使用の基準

参考資料①のとおりとします。

④災害等発生時の指定管理者の対応について

別紙仕様書6ページのとおりとします。

⑤環境への配慮について

省エネルギーやリサイクルなどに積極的に取り組み、環境に配慮してください。

⑥法令等の遵守

別紙仕様書8ページのとおりとします。

⑦その他

公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに市民サービスの向上に努めてください。

(3) 業務の範囲（指定管理業務）

①公園施設の利用に関する業務

- ・公園施設の案内、利用受付業務

②許可に関する業務

- ・有料公園施設の使用許可

③使用料に関する業務

- ・有料公園施設の使用料徴収に関する業務
- ・有料公園施設の使用料減免の受付及び申請に関する業務

④利用促進に関する業務

- ・啓発業務
- ・利用促進に係る各種サービスの提供
- ・広報業務

⑤公園施設の維持管理に関する業務

- ・植物管理
- ・施設修繕
- ・その他の業務
- ・施設管理
- ・徒渉池管理業務

⑥備品管理業務

⑦連絡調整業務

- ・指定管理者以外の公園施設管理者との連絡調整業務
- ・市との連絡調整業務

⑧緊急時・災害時等の対応

(4) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利業務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(5) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(6) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲内であれば指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の負

担で事業を実施していただき、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。なお、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(7) リスク分担に関する基本方針について

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○
13	公園施設の補修、修繕	指定管理者の管理瑕疵によるもの		○
		自然災害等によるもの	○	
		1件あたり50万円（消費税及び地方消費税含む）未滿（構造等から起因するものを除く）		○

このうち、No.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険に加入してください。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円	死亡補償保険金 500万円
	財物賠償 1事故につき1000万円	後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	公園施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※ ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(8) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・ 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ・ 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
- ・ 募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ・ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(9) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的（仕様書 別表 1 参照）に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行なうこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善に向けた反映状況について市に報告していただきます。

③帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費

① 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

② 各年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

年度（令和）	4	5	6	7	8
上限額 （千円・税込）	40,456	40,456	40,456	40,456	40,456

※積算内訳は参考資料②による

※消費税及び地方消費税の税率は10%

③ 指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

ただし、公園の再整備事業により、管理区域や管理施設の数量に増減が生じ、事業計画の見直しが必要になる場合においては、市と指定管理者の協議により、委託料の変更協定を締結できるものとし、

④ 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を求めることがあります。

施設の利用料金（使用料）は市の歳入となります。

⑤ 委託料は、会計年度を基準として支払い、その時期については協定書において決定することとします。なお、コンソーシアムの場合は、代表する法人等の口座へ一括して支払い、各構成員へ分割して支払うことはしません。

⑥ 管理口座・区分経理

指定管理料は、法人等自身の口座とは別口座（専用口座）で管理をしてください。

指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

⑦ 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

⑧ 市所有の備品管理について

市所有の備品は、無償で貸与することとし、岐阜市会計規則に基づき適正に管理してください。備品の廃棄や取得、修繕を行う場合には、その都度市へ報告してください。

指定管理者が備品を購入する場合、事前に所有権の帰属先について、市と協議してください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、

第1次審査を通過した応募者について、原則ヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて岐阜市都市建設部指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、委員会において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、選外であった応募団体の団体名は公表しません。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

また、審査項目9の「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないことについて審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
4	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
5	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
6	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
8	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
9	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
10	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※ 第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次頁のとおりとし、採点は100点を満点として、応募者

間で相対的に点数化する加点方式により行い、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。ただし、採点の結果が配点合計の 6 割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

項目
(1) 公平性・透明性 (10点) 市民の平等な利用が確保されること。
① 市民が平等に利用できるための基本的な考え方についての評価 ② 当該都市公園に関する情報の公開、広報の方策についての評価
(2) 効果性 (30点) 事業計画書の内容が、条例第27条第1項に規定する業務を効率的に実施し、その公園の設置目的を最大限効果に発揮する提案であること。
① 事業計画書の内容における基本的な考え方についての評価 ② 園内の施設等管理に対する考え方について ア 管理の基本的な考え方が明確に示されているか。 イ 施設(有料公園施設については除く)の維持管理について具体的に示されているか。 ウ 樹木等の育成管理の基本方針及び内容が具体的に示されているか。 ③ 有料公園施設運営に対する考え方についての評価 ④ 管理の質及び利用者サービスの向上に対する取り組みについての評価 ア 管理の質及び利用者サービスの向上に対する具体的な方策について示されているか。 イ 利用者ニーズや苦情に対する把握方策及びその対応策について具体的に示されているか。 ウ 当該公園全体の利用促進に対する方策が具体的に示されているか。 ⑤ その他応募者の独自提案
(3) 効率性 (30点) 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。
① 「事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであること」に対する基本的な考え方についての評価 ② 管理に係る経費の縮減に対する取り組みについての評価 ア 指定管理経費の設定額について妥当であるか。 イ 指定管理経費を縮減するための方策が示されているか。 ウ 指定管理経費の収支計画は妥当であるか。 エ スタッフ(採用予定者も含む)の配置は妥当であるか。 ③ 有料公園施設の利用促進に対する評価 ア 有料公園施設の収入増加を図るための方策が具体的に示されているか。 ⑥ その他応募者の独自提案
(4) 安定性・安全性 (20点) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
① 当該団体の業務遂行能力についての評価 ア 業務を遂行できるための安定的な経営基盤を有しているか。 イ 業務を遂行できる適正な団体構成となっているか。 ウ 当該都市公園に類する施設等の管理実績があるか。 エ 組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格が適正であり、ノウハウ、専門知識等を有しているか。 オ スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制及び人材育成の方策は適正であるか。 カ 施設等の安全対策及び安全管理の内容が具体的に示されているか。 キ 個人情報保護についての措置が示されているか。 ② 緊急時における対応についての評価 ア 園内事故に対してどのように対応するのか。 イ 大雨、地震などの災害発生時に対してどのように対応するのか。
(5) 貢献性 (10点) 事業計画の内容が、岐阜市あるいは特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること。
① 事業計画書が地元活性化、地元へ貢献できる内容であるかの評価 ア 地元での社会活動等への参加があるか。 イ 地元の法人その他の団体の育成方策があるか。 ウ 地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用方策があるか。
総合計(100点)

総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 募集要項の公表・配布 | 令和3年 7月 1日(木)～ |
| ② 現地説明会の開催 | 令和3年 7月21日(水) |
| ③ 質問受付期間 | 令和3年 7月28日(水)～令和3年 8月 6日(金) |
| ④ 申請書受付期間 | 令和3年 7月28日(水)～令和3年 8月27日(金) |
| ⑤ 第1次審査（資格審査等） | 令和3年 9月上旬～令和3年 9月中旬 |
| ⑥ 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和3年10月上旬～令和3年10月中旬 |
| ⑦ 選定結果の通知・公表 | 令和3年11月中旬頃 |
| ⑧ 市議会へ指定議案
・債務負担行為予算案を提出 | 令和3年11月下旬頃 |
| ⑨ 指定の通知 | 令和3年12月中旬頃 |
| ⑩ 協定書の締結 | 令和4年1月頃 |
| ⑪ 事務引継・トレーニング | 令和4年1月頃～令和4年3月頃 |

【現地説明会】

現地説明会を以下のとおり実施いたします。

開催日：令和3年7月21日(水)

集合場所：加納公園管理事務所前

集合時間：午後1時30分

※ 参加を希望される方は、令和3年7月15日(木)午後5時30分までに公園整備課へ現地説明会申込書を提出してください。

現地説明会当日は本募集要項等関係書類を持参の上、集合時間までに受付を済ませてください。

11 応募手続き等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または市役所本庁舎15階都市建設部公園整備課で書類を入手し、公園整備課へ直接提出いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。（提出期間内

必着)

申請書の受付期間は、令和3年7月28日(水)～令和3年8月27日(金)までとし、応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおりです。提出部数は、正本1部、副本8部です。

作成にあたっては、必ず所定の様式を用い、別紙「提出書類一覧」1～3及び6～9の総計枚数で50枚を超えないようにしてください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和3年7月28日(水)～令和3年8月6日(金)までとし、質問票(別紙様式)を郵送、FAX又はE-mail(kouen@city.gifu.gifu.jp)で送付してください。電話等口頭での回答はいたしません。質問及び回答は岐阜市ホームページ及び岐阜市都市建設部公園整備課で公表します。

(4) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

② 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤ 提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和60年6月20日岐阜市条例第28号)第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧ 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所都市建設部公園整備課管理係(担当:河合、神戸)

〒500-8701 岐阜市司町40番地1(本庁舎15階)

電話:058-214-2182(直通番号)

FAX:058-262-0512(都市建設部専用)

E-mail:kouen@city.gifu.gifu.jp

参考資料①

目的外使用許可について

I 目的外使用許可とは

今回公募する施設は、直接に住民の共同使用に供することを目的に設置した施設であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

II 目的外使用許可の基準

岐阜市公有財産規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしております。

(使用許可の基準)

- 1 当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店その他の施設を設置するとき。
- 2 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用させるとき。
- 3 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 4 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- 5 国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- 6 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

【岐阜市公有財産規則第21条 抜粋】

III 目的外使用の取扱い

1 指定管理者の場合

指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得ること。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

- ① 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- ② 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売、自らの広告物掲示などを行うとき。
- ③ 上記のほか施設の設置目的又は用途を妨げない範囲で施設を使用するとき。

2 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、速やかに担当部署へ引き継ぐこと。

積算内訳

区分	内容	予算額（円）	摘要
人件費		25,011,000	
需用費	光熱水費	4,313,000	うち電力料金 3,103,000
	消耗品費、修繕費等	2,991,000	
役務費	通信運搬費、保険料等	1,140,000	
委託料		6,868,000	
その他	備品購入費等	133,000	
合計		40,456,000	